

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 檢 查 要 領

B 編

船級検査

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編

2018 年 第 3 回 一部改正

2018 年 第 2 回 一部改正

2018 年 12 月 25 日 規則 第 126 号／達 第 94 号

2018 年 8 月 1 日 技術委員会 審議

2018 年 12 月 5 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

鋼船規則

規則

B 編

船級検査

2018 年 第 3 回 一部改正

2018 年 12 月 25 日 規則 第 126 号

2018 年 8 月 1 日 技術委員会 審議

2018 年 12 月 5 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面その他の書類*

-1.(2)を次のように改める。

-1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、工事の着手に先立ち、次の**(1)**から**(7)**に掲げる図面及びその他の書類を提出して、本会の承認を得なければならない。製造中登録検査の申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査の申込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。

(1) (省略)

(2) 機関関係

(a) (省略)

(b) 主機及び補助機関（付属装置を含む。）

機関の種類に応じて、**D 編 2.1.3-1.(1)**、**3.1.2(1)**及び**4.1.2(1)**に規定されているもの並びに非常用発電機室の通風用のルーバ及び通風筒の閉鎖装置の動力系統の仕様を示す資料（動力駆動の場合）

(c) 動力伝達装置、軸系及びプロペラ

D 編 5.1.2、**6.1.2(1)**、**7.1.2** 及び **8.1.2** に規定されているもの

((d)から(f)は省略)

(g) 自動制御及び遠隔制御

D 編 18.1.3(1)に規定されているもの

(h) 予備品表

D 編 ~~21~~章 21.1.2 に規定されている 一覧表（予備品表）

(i) (省略)

((3)から(7)は省略)

2.1.3 参考用提出図面その他の書類

-1.(7)を次のように改める。

-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については **2.1.2** の規定による承認用図面その他の書類のほか，次に掲げる図面その他の書類を提出しなければならない。

((1)から(6)は省略)

(7) 次に掲げる機関関係図面及びその他の書類

(a) 主機及び補助機関（付属装置を含む。）

D 編 2.1.3-1.(2)及び(3), 3.1.2(2)並びに 4.1.2(2)に規定されているもの

(b) 動力伝達装置，軸系及びプロペラ

D 編 6.1.2(2)に規定されているもの

(~~ac~~) 補機及び管装置

D 編 16.2.2(2)に規定されているもの

(d) 自動制御及び遠隔制御

D 編 18.1.3(2)に規定されているもの

((8)から(15)は省略)

附 則（改正その1）

1. この規則は、2018年12月25日（以下、「施行日」という。）から施行する。
 2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 3. 前2.にかかわらず、船舶の所有者又は機関の製造者から申込みがあれば、この規則による規定を施行日前に建造契約*が行われた船舶に適用することができる。
- * 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前1.及び2.に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面その他の書類*

-16.として次の1項を加える。

-16. SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶であって、2018 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われたものについては、船舶の生涯を通して特別な注意が必要となる箇所（構造的に重要な場所を含む）を示す図面を本会に提出して、承認を得なければならない。

2.1.6 船上に保持すべき図面等*

-3.(13)を次のように改める。

-3. 前-1.に加え、SOLAS 条約 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶にあつては、前-2.の規定にかかわらず、表 B2.1 及び次に掲げる図面及び情報のうち該当するものを含む船体コンストラクションファイルが船舶に備えられていることを確認する。この場合、前-1.に規定する図面等を二重に保持することを要しない。なお、船体コンストラクションファイルの一部は、本会が適当と認めた陸上アーカイブに適切に保管し、利用制限を設けて差し支えない。この場合、陸上に保管される情報の利用手順を船上に保持する船体コンストラクションファイルに含めなければならない。当該利用手順は、船体コンストラクションファイルに含まれる知的所有権に関する取り決めに従わなければならない。

((1)から(12)は省略)

(13) 船舶の生涯を通して特別な注意が必要となる箇所（~~構造上厳しい箇所~~構造的に重要な場所を含む。）

((14)から(20)は省略)

表 B2.1 を次のように改める。

表 B2.1 船体コンストラクションファイル (SCF) に含むべき情報の一覧

機能要件		含むべき情報	内容の詳細説明	資料例	標準的な保管場所
設計					
1	設計寿命	・ 想定設計寿命 (年)	・ 想定設計寿命に関する記載がされたもの又は中央横断面図への想定設計寿命に関する記載	・ SCF スペシフィック	船上
				・ 中央横断面図	船上
2	環境条件	・ 想定環境条件	・ 想定環境条件に関する参照データ源又は基準 (具体的な基準及びデータ) に関する記載, 若しくは, 適用規則 (発効日及び版) に関する記載	・ SCF スペシフィック	船上
3	構造強度				
3.1	一般設計	・ 適用規則 (発効日及び版) ・ 適用した代替手法 ・ 計算条件及び結果 ・ 想定積付条件 ・ 構造強度によるオペレーション上の制限 ・ 強度計算結果 ・ 船体横断面の断面係数 (グロス寸法) ・ 船舶の生涯を通して維持すべき船の長さ方向に亘った船体横断面の最小断面係数 (甲板及び船底領域における面積の値, 中性軸領域における切り替え値等の断面の詳細を含む。) ・ 構造部材のグロス寸法	・ 代替手法及び当該代替手法を適用した箇所の構造詳細 ・ 許容積付状態 ・ 許容最大縦曲げモーメント及びせん断力 ・ 許容最大貨物密度又は積付率 ・ 強度計算結果 ・ 降伏及び座屈する傾向がある高応力箇所 (例 構造上厳しい箇所に重要な場所) を示す図面 ・ 構造図面	・ SCF スペシフィック ・ 容量図 ・ ローディングマニュアル ・ 復原性資料 ・ 積付計算機の取り扱い説明書 ・ オペレーション及びメンテナンスマニュアル ・ 強度計算書 ・ 降伏及び座屈する傾向がある箇所を示す図面 ・ 一般配置図 ・ 主要構造図	船上
3.2	変形及び損傷モード				船上
3.3	最終強度				船上
3.4	安全余裕				陸上アーカイブ 船上
					船上
					船上

表 B2.1 船体コンストラクションファイル (SCF) に含むべき情報の一覧 (続き)

機能要件		含むべき情報	内容の詳細説明	資料例	標準的な 保管場所
		・ 構造部材のネット寸法並びに建造時寸法及び任意の追加板厚 ・ 船体形状	・ 舵及び船尾材 ・ 標準的な部材の構造詳細 ・ 主要構造図に記載される船体形状に関する情報 ・ トリム及び復原性並びに縦強度の算定に必要な船上に備えられる計算機に保存される船体形状データ	・ 舵及び舵頭材に関する図面 ・ 構造詳細 ・ 工作図 (ヤード図) ・ 危険場所を示す図面 ・ 船体線図 又は ・ 船体線図と同等のもの	船上 船上 陸上アーカイブ 船上 陸上アーカイブ 船上
4	疲労寿命	・ 適用規則 (発効日及び版) ・ 適用した代替手法 ・ 計算条件及び計算結果 ・ 想定積付条件 ・ 疲労寿命計算結果	・ 代替手法及び当該代替手法を適用した箇所の構造詳細 ・ 想定積付条件及び積付割合 ・ 疲労寿命計算結果 ・ 疲労する傾向があると考えられる箇所 (例 構造上厳しい箇所 的に重要な場所) を示す図面	・ SCF スペシフィック ・ 構造詳細 ・ 疲労寿命計算書 ・ 疲労する傾向がある箇所を示す図面	船上 船上 陸上アーカイブ 船上
5	残存強度	・ 適用規則 (発効日及び版)		・ SCF スペシフィック	船上

表 B2.1 船体コンストラクションファイル (SCF) に含むべき情報の一覧 (続き)

機能要件		含むべき情報	内容の詳細説明	資料例	標準的な保管場所
6	防食				
6.1	塗装寿命	貨物倉，貨物タンク及びバラストタンク，その他の一体型の深水タンク並びに空所における塗装範囲及び目標塗装寿命並びにその他の防食措置	腐食の進行が著しいと考えられる箇所（例 構造上厳しく <u>箇所に重要な場所</u>）を示す図面	SCF スペシフィック	船上
6.2	腐食予備厚			- 塗装テクニカルファイル（IMO “PERFORMANCE STANDARD FOR PROTECTIVE COATINGS FOR DEDICATED SEAWATER BALLAST TANKS IN ALL TYPES OF SHIPS AND DOUBLE-SIDE SKIN SPACES OF BULK CARRIERS”（海水バラストタンク等に対する IMO 塗装性能基準/IMO 決議 MSC.215(82), 以降の改正を含む。）及び “PERFORMANCE STANDARD FOR PROTECTIVE COATINGS FOR CARGO OIL TANKS OF CRUDE OIL TANKERS”（貨物油タンクに対する IMO 塗装性能基準/IMO 決議 MSC.288(87), 以降の改正を含む。）） - 腐食の進行が著しいと考えられる箇所を示す図面	船上
		- 貨物倉，貨物タンク及びバラストタンク，その他の一体型の深水タンク並びに空所における塗装及びその他の防食措置の仕様 - 構造部材のグロス寸法 - 構造部材のネット寸法並びに建造時寸法及び任意の追加板厚		主要構造図	船上
7	構造の冗長性	適用規則（発効日及び版）		SCF スペシフィック	船上

表 B2.1 船体コンストラクションファイル（SCF）に含むべき情報の一覧（続き）

機能要件		含むべき情報	内容の詳細説明	資料例	標準的な 保管場所
8	水密及び風雨密性	・適用規則（発効日及び版） ・水密及び風雨密性に関する主要因子	・水密及び風雨密性を保持するための装置の詳細	・ SCF スペシフィック ・ ハッチカバー並びに外板及び隔壁に設けるドア及びその他の閉鎖装置の構造詳細	船上 船上
9	人的要因への考慮	・船舶の運航，点検，保守時における安全性を高める人間工学設計の原則の一覧		・ SCF スペシフィック	船上
10	設計の透明性	・適用規則（発効日及び版） ・適用される設計の透明性及び知的所有権保護に関する業界標準 ・陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルに含まれる情報への参照		・知的所有権に関する取り決め ・陸上アーカイブに保管される船体コンストラクションファイルに含まれる情報の概要，場所及び利用手順	船上 船上
建造					
11	建造品質手順	・適用工作品質標準	・国内又は国際的に広く認知された工作品質標準	・ SCF スペシフィック	船上
12	製造中登録検査	・製造中登録検査時の検査体制（船主及び本会による全ての検査予定を含むこと） ・非破壊試験に関する情報	・適用規則（発効日及び版） ・船体構造に溶接される鍛造品及び鋳造品について，証明書の写し	・ SCF スペシフィック ・水密及び水圧試験方案 ・非破壊試験方案 ・塗装テクニカルファイル	船上 船上 船上 船上

表 B2.1 船体コンストラクションファイル (SCF) に含むべき情報の一覧 (続き)

機能要件		含むべき情報	内容の詳細説明	資料例	標準的な保管場所
就航中における考慮					
13	検査及び保守	- 特別な注意が求められる箇所に対する保守計画 - 検査の準備 - 船体横断面の断面係数（グロス寸法） - 船舶の生涯を通して維持すべき船の長さ方向に亘った船体横断面の最小断面係数（甲板及び船底領域における面積の値，中性軸領域における切り替え値等の断面の詳細を含む。） - 構造部材のグロス寸法 - 構造部材のネット寸法並びに建造時寸法及び任意の追加板厚 - 船体形状	- 降伏，座屈，疲労及び著しい腐食をする傾向がある高応力箇所（例 構造上厳しい箇所に重要な場所）を示す図面 - 入渠時に通常検査を行う全ての貫通部の配置及び詳細 - 入渠の詳細 - 水中検査の詳細 - 主要構造図に示される船体形状に関する情報	- SCF スペシフィック - オペレーション及びメンテナンスマニュアル（例えば，倉口蓋及びドア用） - 入渠及び上架計画書 - 危険場所を示す図面 - 点検設備に関する手引書 - その他の一体型の深水タンクへの交通設備図 - 塗装テクニカルファイル - 主要構造図 - 舵及び舵頭材に関する図面 - 構造詳細 - 工作図（ヤード図） - 船体線図 又は - 船体線図と同等のもの	船上 船上 船上 船上 船上 船上 陸上アーカイブ 陸上アーカイブ 船上
14	構造へのアクセス性	貨物倉，貨物及びバラストタンク並びにその他の一体型の深水タンクへの交通設備	交通設備の配置及び詳細を示す図面	- 点検設備に関する手引書 - その他の一体型の深水タンクへの交通設備図	船上 船上

表 B2.1 船体コンストラクションファイル (SCF) に含むべき情報の一覧 (続き)

機能要件		含むべき情報	内容の詳細説明	資料例	標準的な保管場所
リサイクルにおける考慮					
15	リサイクル	・ 建造中に用いられ、環境及び安全性の観点から特別な取り扱いをする必要がある全ての材料の特定	・ 船体構造の建造に用いられる材料の一覧	・ SCF スペシフィック	船上
備考： - SCF スペシフィックとは、本表の要件を満足するために特に作成する必要がある資料のことをいう。 - 主要構造図とは、中央横断面図、主要油密及び水密横隔壁図、鋼材配置図、外板展開図、貨物区域前方及び後方における横断面図、機関室構造図、船首構造図、船尾構造図等の図面のことをいう。 - 工作図（ヤード図）とは、全ての構造部材の寸法が記載された構造図面の一式のことをいう。 - 船体形状とは、船体の形状を図式的又は数値的に表示されたものをいう。例として、船体線図による図式的な表示及び船上に備えられる計算機に保存される船体形状データによる数値的な表示があげられる。 - 船体線図とは、船舶全体の船体形状を表す特別な図面のことをいう。 - 船体線図と同等のものとは、主要構造図に示される船体形状に関する情報の一式のことをいう。船体構造のいかなる箇所の補修を行えるよう形状定義をするために十分な情報を図面に含まなければならない。 - 標準的な保管場所とは、船体コンストラクションファイルに含まれる各図面及び情報等が保管されるべき標準的な場所のことをいう。ただし、少なくとも本表中において船上と記載されているものについては、船上に保持しなければならない。 - 陸上アーカイブは、適切な国際標準に従って運営されなければならない。					

附 則（改正その 2）

1. この規則は、2018 年 12 月 25 日から施行する。

1 章 通則

1.1 検査

1.1.12 として次の 1 条を加える。

1.1.12 一般乾貨物船

一般乾貨物船のうち、ハイブリッド型の貨物倉配置（船側部が単船側構造である貨物倉と船側部が二重船側構造である貨物倉を併せ持つ配置）の船舶にあっては、一般乾貨物船に対する船体検査の要件は単船側の貨物倉区域の構造にのみ適用する。

4 章 中間検査

4.7 として次の 1 節を加える。

4.7 ばら積貨物船及び油タンカーの特別要件

4.7.1 一般

SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受けるばら積貨物船及び油タンカーの中間検査において、4.2 及び 4.3 の規定によるほか、4.7 に特に定める事項については、4.7 の規定を適用する。

4.7.2 検査

検査員が必要と認める場合、船体コンストラクションファイルに記載される特別な注意が必要とされる箇所を考慮して、船体構造の検査を行う。

5 章 定期検査

5.2 船体、艙装、消火設備及び備品の定期検査

5.2.4 区画及びタンク等の内部検査*

-4.として次の1項を加える。

-4. 第3回定期検査及びそれ以降の定期検査では、-1.から-3.によるほか、船殻構造と一体となる強制浸水ダクト及び通風トランクについて内部検査を行う。

5.2.5 構造部材等の精密検査*

-2. 油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）の定期検査では、-1.の規定にかかわらず、各定期検査時に、表 B5.5-1 に掲げる箇所について精密検査を行う。

表 B5.5-1 を次のように改める。

表 B5.5-1 油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）の精密検査の対象部材

定期検査	対象部材
ダブルハル以外の油タンカー及び危険化学品ばら積船に対する要件	
(省略)	
ダブルハルの油タンカー及び危険化学品ばら積船に対する要件	
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	1. 1 個の二重船側区画のバラストタンク ^{*2} 内の 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材(A) 2. 1 個の貨物タンク内又は貨物タンク甲板上の 1 個の甲板横桁(B) 3. 1 個の二重船側区画のバラストタンク ^{*2} 内の 1 個の横隔壁の全体(C) 4. 1 個のウィング貨物タンク内の 1 個の横隔壁の下部 ^{*3} (D) 5. 1 個の中央貨物タンク内の 1 個の横隔壁の下部(D)
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	1. 1 個の二重船側区画のバラストタンク ^{*2} 内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材(A) 2. 残りの各バラストタンク内の各 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材の最上部及びナックルエリア(G) 3. 2 個の貨物タンク内又は貨物タンク甲板上の各 1 個の甲板横桁(B) 4. すべての二重船側区画のバラストタンク ^{*2} 内の各 1 個の横隔壁の全体(C) 5. 1 個のウィング貨物タンク内の 1 個の横隔壁の下部 ^{*3} (D) 6. 2 個の中央貨物タンク内の各 1 個の横隔壁の下部(D)
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	1. すべてのバラストタンク内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材(A) 2. 1 個のウィング貨物タンク（油タンカーにあっては中央貨物油タンクを選択可）内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材(A) 3. 残りの貨物タンク内の各 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材(A) 4. すべてのバラストタンク及び貨物タンク内のすべての横隔壁の全体(C)
建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	1. 第 3 回定期検査に同じ 注)検査員が必要と認める場合は、トランスリング又はこれに類する主要内部構造部材を追加して検査することがある。

(備考)

表中の(A)から(G)の記号は次のような意味を持つ。

- (A): 支材及びトランスリングに隣接する構造部材, 例えば外板, 縦通隔壁, 縦通肋骨, 肘板等を含む。
- (B): 甲板桁に隣接する甲板構造部材, 例えば甲板, 縦通肋骨, 肘板等を含む。
- (C)及び(D): 立て桁と水平桁及び横隔壁に隣接する構造部材, 例えば縦通隔壁, 内底板, 斜板, 船底桁板, 肘板, 防撓材等, を含む。上部又は下部スツールを設けた場合その内部材も含む。
- (E): 甲板横桁もしくは船底横桁に隣接する構造部材, 例えば甲板, 船底外板, 縦通肋骨等を含む。
- (F): 追加のトランスリング。(A)と同様に, 隣接する構造部材も含む。
- (G): 二重船側区画のバラストタンクのトランスリングで, 上甲板下部 5m (危険化学品ばら積船の場合は 3m) 範囲, 斜板部並びに斜板と垂直縦通隔壁及び二重底との交線から各 2m 範囲内の部分。

*1: 総数の 30%とは切り上げ後の直近の整数である。

*2: 二重船側区画のバラストタンクとは, ~~それぞれ別区画であっても二重底及び船側及び二重甲板(ある場合)区画のすべてのバラストタンクをいう。船首尾タンク以外の次のいずれかのバラストタンクをいう。~~

(a): 中心線縦通桁が水密でなく二重底タンクが左舷から右舷まで単一の区画となる場合, 片舷(左舷又は右舷)に位置する区画のすべてのバラストタンク(二重底タンクと別区画のホッパタンク, 船側タンク及び二重甲板タンク)及び右舷を含む左舷の二重底タンク

(b): 中心線縦通桁が水密であり二重底タンクが左舷と右舷で別区画の場合, 片舷(左舷又は右舷)に位置する区画のすべてのバラストタンク(二重底タンク, ホッパタンク, 船側タンク及び二重甲板タンク)

*3: ダブルハル構造の場合であって, 中央貨物タンクがない場合(貨物タンクが中心線縦通隔壁で二分された場合)は, 両ウィング貨物タンク内の各 1 個の横隔壁を検査する。

5.7 として次の 1 節を加える。

5.7 ばら積貨物船及び油タンカーの特別要件

5.7.1 一般

SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の適用を受けるばら積貨物船及び油タンカーの定期検査において, 5.2 及び 5.3 の規定によるほか, 5.7 に特に定める事項については, 5.7 の規定を適用する。

5.7.2 検査

検査員が必要と認める場合, 船体コンストラクションファイルに記載される特別な注意が必要とされる箇所を考慮して, 船体構造の検査を行う。

図 B5.7 から図 B5.10 を次のように改める。

図 B5.7 二重船殻油タンカーの横断面における計測箇所

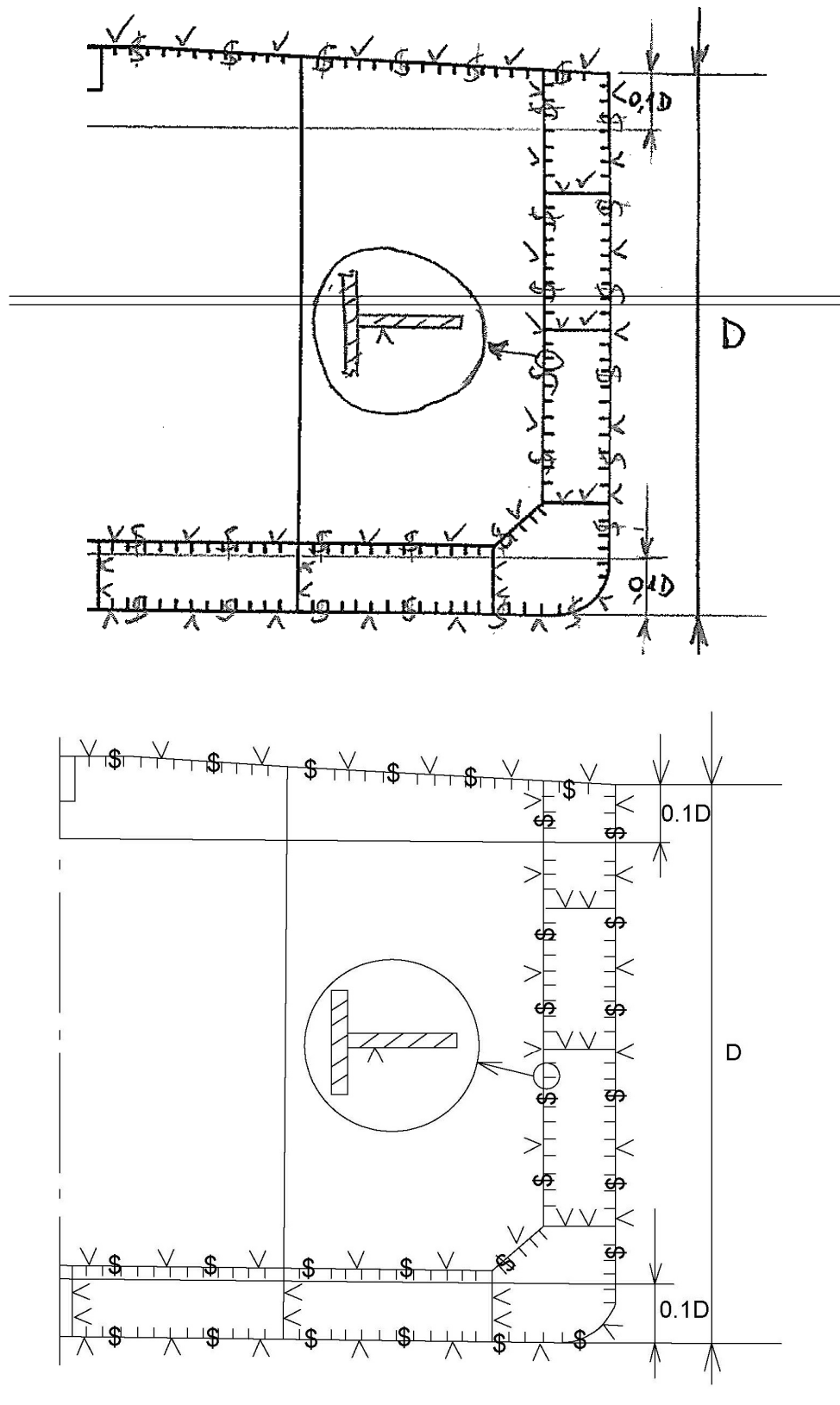


図 B5.8 二重船殻油タンカーの貨物油タンク内及びバラストタンク内のトランスリング
における計測箇所の例

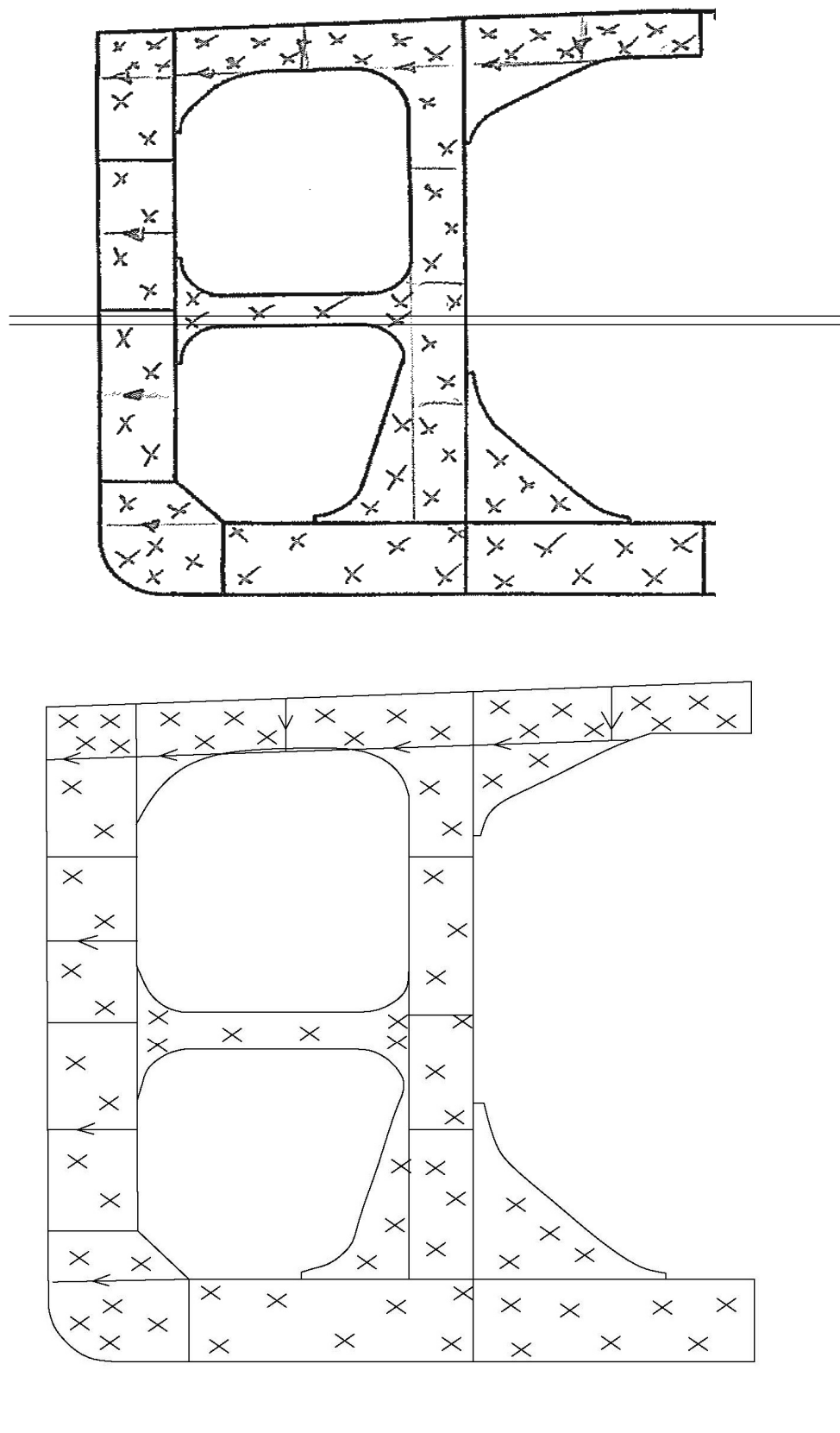


図 B5.9 二重船殻油タンカーの貨物油タンク内の横隔壁における計測箇所例

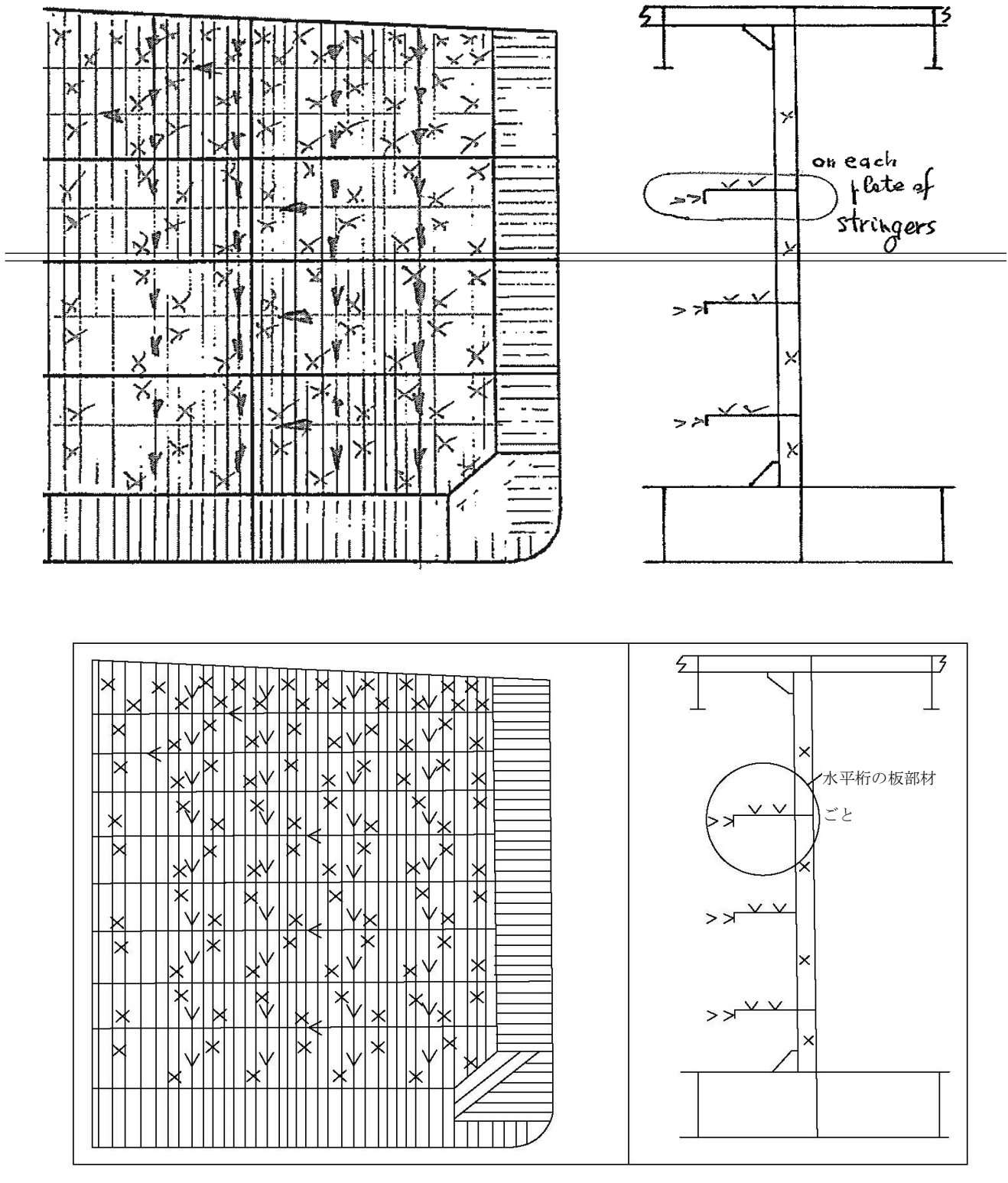
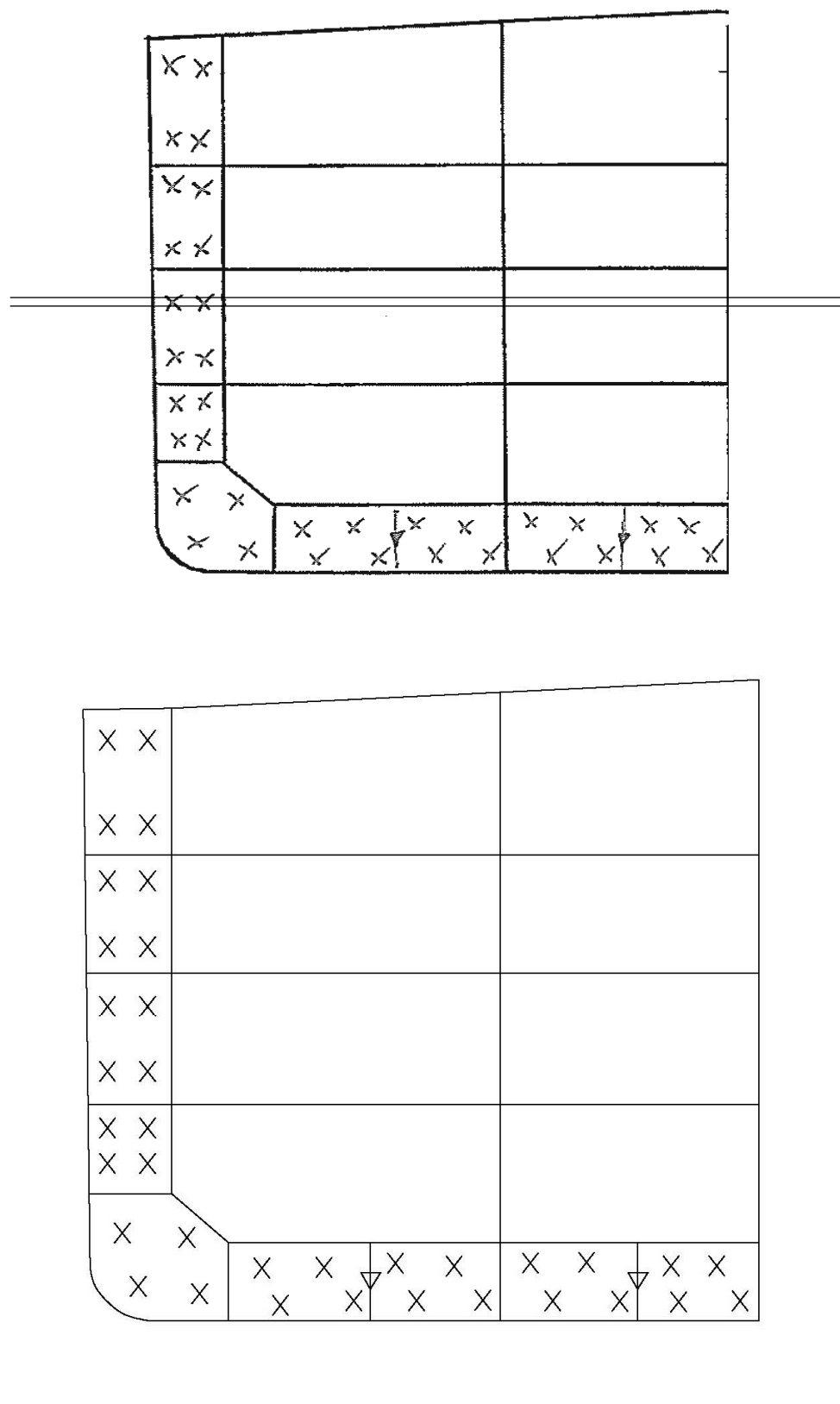


図 B5.10 二重船殻油タンカーのバラストタンク内の横隔壁における計測箇所



附 則（改正その3）

1. この規則は、2019年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

1 章 通則

1.3 定義

1.3.1 用語*

(26)として次の1号を加える。

(26) 「遠隔検査技術」とは、検査員が直接近づくことなく、構造の任意の部分の検査を実施できる手段である。

1.4 検査の準備その他

1.4.6 検査、計測及び整備を行う事業所*

-1.を次のように改める。

-1. 特に規定されない限り、板厚計測、水中検査のうち潜水土又は遠隔制御機器を用いた検査、遠隔検査技術を用いた精密検査並びに超音波による倉口蓋及びドア等の閉鎖装置の風雨密性試験を第三者が行う場合には、当該第三者は、本会が適当と認める事業所でなければならない。

1.5 その他

1.5.2 として次の1条を加える。

1.5.2 遠隔検査技術*

-1. 遠隔検査技術を用いた検査にあつては、検査計画書を提出し、本会の承認を得なければならない。

-2. 遠隔検査技術を用いた検査にあつては、通常の検査において得られる情報と同様の情報が得られなければならない。

-3. 遠隔検査技術を用いた検査にあつては、本 1.5.2 の規定によるほか、IACS 勧告 No.42 の規定に従わなければならない。

-4. 検査員を含む関係者で事前協議を行い、検査及び結果報告の装置及び手順について合意を得なければならない。なお、事前に全ての機器のセットアップ、較正及び試験を行うための時間が確保されていなければならない。

-5. 遠隔検査技術を用いた検査の対象となる構造部材にあつては、検査が効果的に実施されるよう十分に清掃され、視界良好な状態でなければならない。構造の方向を示す方法については、本会が適当と認めるところによる。

-6. 画像を含むデータ表示の方法については、本会が適当と認めるところによる。また、

検査員と遠隔検査技術のオペレーター間の通信連絡用の設備が準備されていなければならない。

-7. 遠隔検査技術によって注意を必要とする損傷又は劣化が発見された場合、検査員は遠隔検査技術を使用しない従来の検査を要求することがある。

3 章 年次検査

3.2 船体、艀装、消火設備及び備品の年次検査

3.2.5 を次のように改める。

3.2.5 構造部材等の精密検査

-1. 年次検査では、表 B3.5 に掲げる構造部材等について、精密検査を行う。

-2. 検査員が差し支えないと認める場合、遠隔検査技術を用いた精密検査を行うことができる。この場合、遠隔検査技術を用いた精密検査は検査員の指示及び立会いのもとに行わなければならない。

-3. 遠隔検査技術を用いた精密検査の対象部材に対する板厚計測が要求される場合にあって、遠隔検査技術による板厚計測が不可能な場合には、板厚計測のための一時的なアクセス手段を使用しなければならない。

4 章 中間検査

4.2 船体、艀装、消火設備及び備品の中間検査

4.2.5 を次のように改める。

4.2.5 構造部材等の精密検査

-1. 中間検査では、表 B4.3 に掲げる構造部材等について、精密検査を行う。

-2. 検査員が差し支えないと認める場合、遠隔検査技術を用いた精密検査を行うことができる。この場合、遠隔検査技術を用いた精密検査は検査員の指示及び立会いのもとに行わなければならない。

-3. 遠隔検査技術を用いた精密検査の対象部材に対する板厚計測が要求される場合にあって、遠隔検査技術による板厚計測が不可能な場合には、板厚計測のための一時的なアクセス手段を使用しなければならない。

5 章 定期検査

5.2 船体，艙装，消火設備及び備品の定期検査

5.2.5 構造部材等の精密検査*

-6.及び-7.として次の2項を加える。

-6. 検査員が差し支えないと認める場合，遠隔検査技術を用いた精密検査を行うことができる。この場合，遠隔検査技術を用いた精密検査は検査員の指示及び立会いのもとに行わなければならない。

-7. 遠隔検査技術を用いた精密検査の対象部材に対する板厚計測が要求される場合にあって，遠隔検査技術による板厚計測が不可能な場合には，板厚計測のための一時的なアクセス手段を使用しなければならない。

6 章 船底検査

6.1 船底検査

6.1.2 水中検査*

-3.(7)を次のように改める。

-3. 水中検査を適用しようとする船舶には，あらかじめ次に掲げる措置が講じられていなければならない。ただし，前-2.(3)の資料が提出されている場合，次の(1)又は(4)について適宜参酌することができる。

((1)から(6)は省略)

- (7) 満載喫水線下の外板に隔壁及び横桁の位置を識別するためのマーキング並びに潜水士又は遠隔制御機器の位置，船体の長さ及び幅方向を示す方法

附 則（改正その4）

1. この規則は，2019年1月1日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例による。
3. 前2.にかかわらず，船舶の所有者から申込みがあれば，この規則による規定を施行日前に申込みのあった検査に適用することができる。

3 章 年次検査

3.6 低引火点燃料船の特別要件

3.6.2 検査*

低引火点燃料船の年次検査では、表 B3.11 に掲げる区画、構造及び設備等の検査を行い、良好な状態にあることを確認する。なお、検査員が必要と認める場合は、追加の効力試験、作動試験あるいは開放検査を要求することがある。

表 B3.11 を次のように改める。

表 B3.11 低引火点燃料船の特別要件

検査項目	検査内容
	(省略)
3 低引火点燃料のバンカリング設備及び燃料供給装置 ^(注 1)	次に掲げる検査を該当項目について行う。 (a) バンカリングステーション及び燃料バンカリング設備（緊急遮断装置に関連する液面計、高液面警報及び弁を含む）の現状の確認 (b) 燃料用熱交換器、気化器、ポンプ及び圧縮機を含め、燃料供給装置の現状の確認（実行可能な限り燃料供給装置を作動させた状態とする。で行う） (c) 燃料ポンプ及び圧縮機の自動停止及び手動停止装置の現状の確認
	(省略)
5 制御装置、監視装置及び遮断装置	(a) 次に掲げる事項について現状検査及び効力試験を行う。ただし、実際の作動状態の試験が困難な場合は、模擬試験あるいは他の適当な方法によっても差し支えない。 (i)から iii)は省略 (b) 次に掲げる検査及び試験を行う。 i) 燃料貯蔵、燃料バンカリング及び燃料供給用機器又は構成要素もしくは関連装置を収容する区画のガス検知器（固定式及び可搬式のものを含む。）及び他の漏洩検知用の機器並びに指示装置及び警報の作動状態が良好であることの確認を行う。ガス検知装置の再校正が行われていることを当該装置の製造者の推奨事項に従い確認する。 ii) 燃料供給装置及びバンカリング装置の制御装置、監視装置及び遮断装置（自動遮断装置を含む。）の作動状態が良好であることの確認を行う。 バンカリング時の緊急遮断に関連する液面計、高液面警報及び弁にあつては、効力試験（実際の作動状態の試験が困難な場合は、模擬試験あるいは他の適当な方法）を行う。 iii) 設置されている主タンク弁の遠隔及び局所閉鎖機能の試験を行う。 iv) 各機関収容区画用の主燃料弁の遠隔及び局所閉鎖機能の試験並びに燃料供給装置の制御装置、監視装置及び遮断装置の作動状態が良好であることの確認を実行可能な限り燃料供給装置を作動させた状態で行う。 v) 実行可能な限り、ESD 保護機関区域の遮断の作動試験を行う。
	(省略)

5 章 定期検査

5.6 低引火点燃料船の特別規定

5.6.2 検査*

低引火点燃料船の定期検査では、4.6.2 に規定する検査を行うほか、表 B5.29 に掲げる項目について詳細に検査し、良好な状態にあることを確認する。

表 B5.29 を次のように改める。

表 B5.29 低引火点燃料船の定期検査における追加要件

検査項目	検査内容
(省略)	
3 燃料格納設備のベント装置	- 燃料貯蔵タンクの圧力逃し弁を開放し、現状を確認して検査し、調整、機能試験及び封印を行う。(注⁶)当該タンクに、非金属のメンブレンが主弁又はパイロット弁に使用されている逃し弁が備えられている場合、当該非金属のメンブレンを交換すること。 - インタバリアスペース及び燃料貯蔵ホールドスペースの圧力・真空逃し弁、ラブチャディスク及びその他の圧力逃し装置を開放し、現状を確認して検査し、設計に応じて必要な試験及び再調整を行う。(注⁷) - 燃料貯蔵タンクの負圧防止装置並びにその他の関連の安全装置の開放検査及び設計に応じた効力試験を行う。(注⁸)
4 燃料管及びプロセス管装置等	下記の検査及び試験を行う。 (a) 燃料格納、燃料バンカリング及び燃料供給（ベント、圧縮、冷蔵、液化、加熱、貯蔵、燃焼又は他の燃料及び液化室素取扱い等を含む。）のためのすべての配管の現状を確認する。検査員が必要と認めた場合、防熱材を配管から取り外し、開放及び現状の確認を要求することがある。 (b) 前(a)において検査員が疑わしいと認める場合は、その配管について MARVS の 1.25 倍以上の圧力による水圧試験を行うほか、再組立後に漏洩試験を行う。ただし、水の使用が許されない場合及び該当装置の使用を開始する前に該当配管を乾燥させることができない場合、検査員が認める代替の試験流体又は試験方法によることができる。 (c) 燃料供給管及びバンカリング管の圧力逃し弁を無作為に選び、当該弁を開放し現状を確認して検査し、調整、機能試験及び封印の確認を行う。逃し弁の継続的な開放検査点検及び繰返し再試験が実施されており、当該逃し弁が個々に特定できる適当な記録が維持されている場合には、使用される液化ガス又は蒸気逃し弁の各寸法及び各種類について、代表的な弁をサンプルとして実施する開放、内部検査及び試験とすることを認める場合がある。ただし、この場合、残りの弁の開放検査点検及び試験が前回の定期検査より後に実施されたことがログブックに記録されていることを条件とする。 (d) 燃料格納設備、バンカリング設備及び燃料供給管装置のすべての緊急遮断弁、逆止弁、ブロックブリード弁、主ガス燃料弁、遠隔操作弁及び圧力逃し弁の隔離用の弁の現状及び作動の確認を行う。また、弁を無作為に選び、当該弁を開放し、現状を確認して検査する。 (e) 前(d)により開放した緊急遮断弁の使用圧力での弁座漏洩試験を行う。
(省略)	

注

(1 から 5 は省略)

- 6 機関計画検査を準用し、5 年を超えない間隔で当該圧力逃し弁を開放し、~~現状を確認して検査~~し、調整、機能試験及び封印を行っていたことが記録により確認できる場合には、定期検査時は、当該圧力逃し弁の可能な範囲の外観検査に留めて差し支えない。
- 7 機関計画検査を準用し、5 年を超えない間隔で当該圧力・真空逃し弁、ラブチャディスク又はその他の圧力逃し装置を開放し、~~現状を確認して検査~~し、設計に応じて必要な試験及び再調整を行っていたことが記録により確認できる場合には、定期検査時は、それぞれ、当該当該圧力・真空逃し弁、ラブチャディスク又はその他の圧力逃し装置の可能な範囲の外観検査に留めて差し支えない。

(8 及び 9 は省略)

附 則（改正その 5）

1. この規則は、2019 年 1 月 1 日から施行する。

鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

要
領

2018 年 第 2 回 一部改正

2018 年 12 月 25 日 達 第 94 号

2018 年 8 月 1 日 技術委員会 審議

2018 年 12 月 25 日 達 第 94 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.3 船級維持検査の時期

-9.(3)を次のように改める。

-9. 規則 B 編 1.1.3-3.(5)に該当する臨時検査については、次による。

((1)及び(2)は省略)

(3) 2003 年 9 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶であって、船級符号に規則 A 編 1.2.5-2.に掲げる (*Class IA Super Ice Strengthening*) 又は (*Class IA Ice Strengthening*) の付記を有するものについては、船舶が引渡された年から建造後経過年数が20年に達するが経過する年の1月1日までに、規則 I 編 8.4.2-2.の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。

((4)から(26)は省略)

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.2 提出図面その他の書類

-10.として次の1項を加える。

-10. 規則 B 編 2.1.2-16.にいう「船舶の生涯を通して特別な注意が必要となる箇所（構造的に重要な場所を含む）」は、規則 B 編 2.1.6-3.(13)に規定する船体コンストラクションファイルに含める情報と一致するものとする。また、当該資料には、規則 C 編 35.2.6 に規定する点検設備に関する手引書に記載される構造的に重要な場所を含むこと。

附 則（改正その1）

1. この達は、2018 年 12 月 25 日から施行する。

B1 通則

B1.3 定義

B1.3.1 用語

-3.(4)を次のように改める。

-3. 規則 B 編 1.3.1(6)(b)でいう「本会が別に定める船舶における貨物倉の鋼製倉口蓋及び倉口縁材」とは、次の(1)から(4)による。

- (1) 1998 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われたばら積貨物船であって、2004 年 1 月 1 日前に建造契約が行われ、かつ、2005 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあったものについては、 L_1 の前端から $0.25 L_1$ の箇所より前方にある鋼製倉口蓋をいう。この場合、切替え板厚 (t_{renewal}) は、以下の算式に定める値とする。ただし、建造時の板厚を特に増している場合については本会の適当と認める値とすることができる。

$$t_{\text{renewal}} = t_{\text{as-built}} - t_c + 0.5 \text{ (mm)}$$

$t_{\text{as-built}}$: 建造時の板厚 (mm)

t_c : 表 B1.3.1-1.(a)に示す腐食予備厚

表 B1.3.1-1.(a)

		腐食予備厚 t_c (mm)	
鋼製倉口蓋	構造様式	頂板、側板及び底板	内部構造部材
	単板構造	2.0	
	二重張構造	2.0	1.5

- (2) 規則 CSR-B 編又は CSR-B&T 編の適用を受けないばら積貨物船であって、2004 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われたもの又は 2005 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にあったもの、及び、ばら積貨物船以外の船舶であって、2005 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にあり、かつ、2005 年 6 月 10 日前に製造中登録検査申込みが行われたものについては、すべての鋼製倉口蓋及び倉口縁材をいう。この場合、切替え板厚 (t_{renewal}) は、以下の算式に定める値とする。ただし、建造時の板厚を特に増している場合については本会の適当と認める値とすることができる。

$$t_{\text{renewal}} = t_{\text{as-built}} - t_c + 0.5 \text{ (mm)}$$

$t_{\text{as-built}}$: 建造時の板厚 (mm)

t_c : 表 B1.3.1-1.(b)に示す腐食予備厚

表 B1.3.1-1.(b)

		腐食予備厚 t_c (mm)	
鋼製倉口蓋	構造様式	頂板、側板及び底板	内部構造部材
	単板構造	2.0	
	二重張構造	2.0	1.5
倉口縁材		1.5	

- (3) ばら積貨物船以外の船舶であって、2005年6月10日以降に製造中登録検査申込みが行われたものについては、すべての鋼製倉口蓋及び倉口縁材をいう。この場合、切替え板厚 (t_{renewal}) は、以下の算式に定める値とする。ただし、建造時の板厚を特に増している場合については本会の適当と認める値とすることができる。

$$t_{\text{renewal}} = t_{\text{as-built}} - t_c + 0.5 \text{ (mm)}$$

$t_{\text{as-built}}$: 建造時の板厚 (mm)

t_c : 表 B1.3.1-1.(c)に示す腐食予備厚

ただし、 t_c を 1.0 (mm) としたものについては、 $t_{\text{renewal}} = t_{\text{as-built}} - t_c$ (mm) として差し支えない。

表 B1.3.1-1.(c)

		腐食予備厚 t_c (mm)	
鋼製倉口蓋	構造様式	頂板、側板及び底板	内部構造部材
	単板構造	2.0 ^(*)	
	二重張構造	1.5 ^(*)	1.0
倉口縁材		1.5	

(*) コンテナ専用貨物倉にあっては、1.0 (mm)。

- (4) ~~2007年7月1日以降に製造中登録検査申込みが行われる船舶においては、すべての倉口蓋及び倉口縁材をいう。この場合、切替え板厚 (t_{renewal}) は、規則 C 編 20.1.3 及び規則 CS 編 19.1.3 の規定に基づき図面に記載された値とする。~~

2012年7月1日以降に建造契約が行われた船舶であって、規則 C 編 20.2 又は規則 CS 編 19.2 の適用を受けるすべての鋼製倉口蓋及び倉口縁材をいう。この場合、切替え板厚 (t_{renewal}) は、以下の算式に定める値とする。ただし、建造時の板厚を特に増している場合については本会の適当と認める値とすることができる。

$$t_{\text{renewal}} = t_{\text{as-built}} - t_c + 0.5 \text{ (mm)}$$

$t_{\text{as-built}}$: 建造時の板厚 (mm)

t_c : 表 B1.3.1-1.(d)に示す腐食予備厚

ただし、 t_c を 1.0 (mm) としたものについては、 $t_{\text{renewal}} = t_{\text{as-built}} - t_c$ (mm) として差し支えない。

表 B1.3.1-1.(d)として次の表を加える。

表 B1.3.1-1.(d)

船種	構造様式		腐食予備厚
コンテナ運搬船	鋼製倉口蓋（全般）		1.0
自動車運搬船	倉口縁材		1.5
上記以外の船舶	単板構造の鋼製倉口蓋		2.0
	二重張構造の 鋼製倉口蓋	頂板，側板及び 底板	1.5
		内部構造材	1.0
		倉口縁材，倉口縁材ステイ及びステイに 付く防撓材	

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.2 提出図面その他の書類

-1.(1)を次のように改める。

-1. 規則 B 編 2.1.2 に掲げる提出図面には、図面の種類に応じ次に掲げる事項も記載すること。

(1) 船体関係

(a) 構造関係の図面は、一般に、部材寸法詳細、使用材料、溶接線の位置、必要に応じて詳細断面、適用する溶接についての情報（脚長、開先形状）等を含めること。規則 ~~C 編 20.1.3~~、C 編 31A.3.6、CSR-B 編、CSR-T 編又は CSR-B&T 編の適用を受ける部材については、切替え板厚を明示したものとすること。また、SOLAS 条約 II-1 章第 3-10 規則の適用を受ける船舶の部材については、ネット寸法、建造時寸法及び任意の追加板厚を明示したものとすること。

((b)から(f)は省略)

附 則（改正その 2）

1. この達は、2018 年 12 月 25 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.9 ばら積貨物船

-2. 規則 B 編 1.1.9-1.にいう規則 C 編 31B.5 を適用する時の貨物倉内肋骨に対する板厚計測は次による。

((1)は省略)

(2) 板厚計測の方法

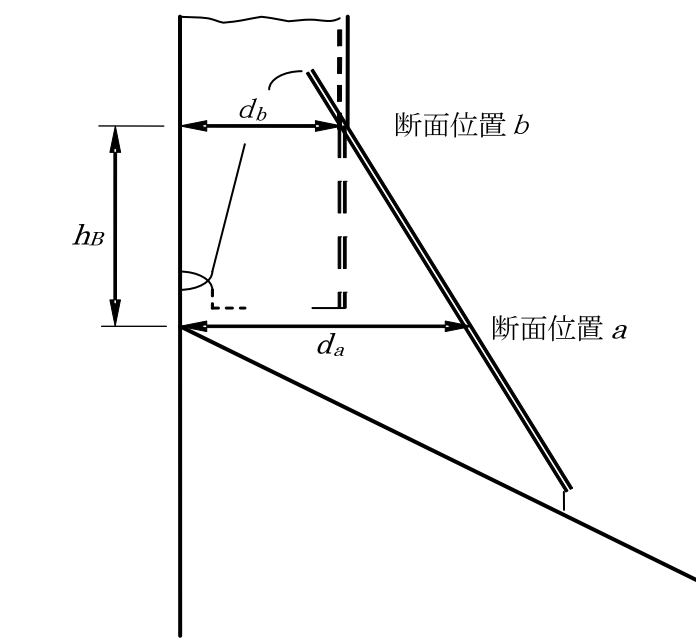
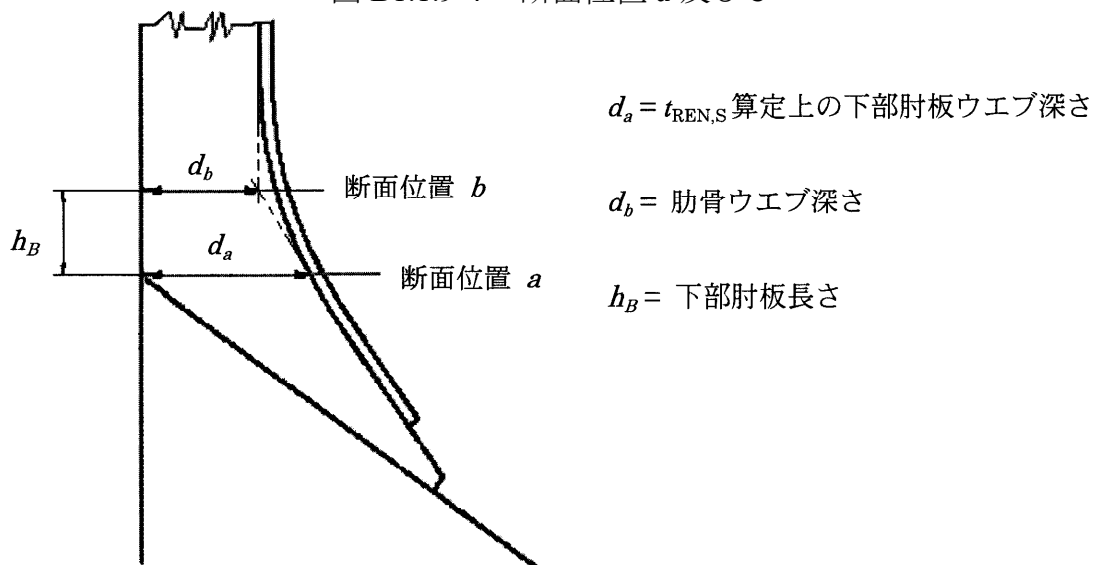
((a)から(e)は省略)

(f) 規則 C 編 31B.5.3-5.(1)により図 B1.1.9-4.に示す断面位置 a 及び b における肘板及び倉内肋骨の実際の断面係数の確認が要求される場合、それぞれの位置において、面材については各 2 点以上、船側外板については肋骨の両側各 1 点以上板厚計測を行わなければならない。ただし、球平鋼の場合は、面材に対する板厚計測に代えて、断面係数の計算に特別な考慮をしなければならない。

((3)は省略)

図 B1.1.9-4 を次のように改める。

図 B1.1.9-4 断面位置 a 及び b



B1.4 検査の準備その他

B1.4.2 検査準備

-10.(3)を次のように改める。

-10. 規則 B 編 1.4.2-1.でいう「検査及び板厚計測上必要な程度まで容易且つ安全に近づくことができる設備」とは、次の(1)から(3)によること。

((1)及び(2)は省略)

(3) 100,000DWT 以上のばら積貨物船の各定期的検査の倉内肋骨の精密検査では、次の(a)及び(b)による。

(a) 年次検査、中間検査（建造後 10 年未満の場合）及び第 1 回定期検査では、次の i) から v) による。なお、上部にはしごを固定するための設備を有する可搬式はしごの使用については、年次検査における倉内肋骨の精密検査においてのみ認められる。ただし、以前の検査で認められた疑わしい箇所及び当該検査において認められた疑わしい箇所の検査には、その使用は認められない。

i) 固定点検設備

ii) 仮設又は一時的な点検設備

iii) 油圧式アーム付車両（チェリーピッカー等）、リフト及び移動式プラットフォーム

iv) ボート又はラフト（貨物兼バラストホールドに限る。）

v) その他の同等設備

(b) 中間検査（建造後 10 年以上）及び第 2 回以降の定期検査では、次の i) から vi) による。

i) 固定点検設備

ii) 仮設又は一時的な点検設備

iii) 油圧式アーム付車両（チェリーピッカー等）（倉内肋骨の中間部、下部及び下部肘板に限る。ただし、最大作業高さが 17 m を超えない場合であって、検査員が適当と認めた場合、倉内肋骨の上部又はその他の構造の精密検査にも使用することができる。）

iv) リフト及び移動式プラットフォーム

v) ボート又はラフト（貨物兼バラストホールドに限る。）

vi) その他の同等設備

B3 年次検査

B3.2 船体、艀装、消火設備及び備品の年次検査

B3.2.2 現状検査

-1.を次のように改める。

-1. 規則 B 編表 B3.2 第 3 項にいう倉口閉鎖装置の検査については、次の(1)から~~(4)~~(5)による。

- (1) 雰囲気制御設備を有する船舶にあっては雰囲気制御される冷蔵倉の気密性の現状検査を行い、現状良好であることを確認する。
- (2) すべての倉口蓋並びに倉口縁材の板及び防撓部材等の構造部材の現状検査を行い、現状良好であることを確認する。
- (3) 機械駆動式鋼製倉口蓋にあっては、開放状態及び閉鎖状態における据付、締付の状態を確認する。また、次の(a)から(k)の装置及び艀装品等の現状検査を行い、現状良好であることを確認する。
 - (a) 倉口の縦、横及び中間部の交差部の風雨密を保持する装置（ガスケット、ガスケットリップ、コンプレッションバー及び排水装置）
 - (b) クランピング装置、止め具及びクリート装置
 - (c) 倉口蓋の閉鎖位置を示す装置
 - (d) チェーン若しくはロープ用滑車
 - (e) ガイド
 - (f) ガイドレール及びトラックホイール
 - (g) ストッパー等
 - (h) ワイヤー、チェーン、ジブシー及び縛索装置
 - (i) 油圧装置の閉鎖及び締め付け装置
 - (j) 安全装置及び保持装置
 - (k) 倉口蓋の開閉用ヒンジ、ピン及びスツール
- (4) 取り外し式倉口蓋、木製蓋板及び鋼製ポンツーン蓋で閉鎖する倉口にあっては、次の(a)から(h)の装置及び艀装品等の現状検査を行い、現状良好であることを確認する。
 - (a) 木製蓋板及び倉口梁、倉口梁の受け材並びにそれらの締め付け装置
 - (b) 鋼製ポンツーン蓋
 - (c) 倉口覆布
 - (d) クリート、倉口帯鋼板及び帯鋼くさび
 - (e) 倉口締め付け梁及びそれらの締め付け装置
 - (f) 荷役時の甲板受け材/梁及び側板の端
 - (g) ガイドプレート及びチョック
 - (h) コンプレッションバー、排水装置及び排水管
- (5) ばら積貨物船において、検査の結果、倉口蓋又は倉口縁材を大規模補修する場合、締め付け装置の強度は、規則 CSR-B&T 編 2 編 1 章 5 節 7.3 の規定を満足すること。

B5 定期検査

B5.2 船体，艙装，消火設備及び備品の定期検査

B5.2.6 構造部材等の板厚計測

-1.を次のように改める。

-1. 規則 B 編 5.2.6-1.(4)でいう板厚計測記録には，各計測点，計測値，これに対応する原厚及び許容衰耗量並びに高張力鋼が使用されていればその範囲が明示され，さらに計測日，計測装置，計測者及び計測者の資格，署名も合わせて記載されていること。油タンカー，ばら積貨物船，CSR-T 編又は CSR-B&T 編が適用となる二重船殻油タンカー，CSR-B 編又は CSR-B&T 編が適用となるばら積貨物船，及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）に対する板厚計測記録は，認められた様式に従って作成されていること。検査員は，当該記録を調査・確認し，署名する。

附 則（改正その3）

1. この達は，2019 年 1 月 1 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については，この達による規定にかかわらず，なお従前の例による。

B1 通則

B1.4 検査の準備その他

B1.4.2 検査準備

-10.を次のように改める。

-10. 規則 B 編 1.4.2-1.でいう「検査及び板厚計測上必要な程度まで容易且つ安全に近づくことができる設備」とは、次の(1)から~~(3)~~によること。

((1)から(3)は省略)

(4) 遠隔検査技術を用いた検査では、次の(a)から(d)による。

(a) 無人ロボットアーム

(b) 遠隔制御機器

(c) 無人航空機又はドローン

(d) その他の同等設備

B1.4.6 検査，計測及び整備を行う事業所

-1.を次のように改める。

-1. 規則 B 編 1.4.6-1.に規定する「本会が適当と認める事業所」とは、事業所承認規則 3 編 2 章，3 章又は，8 章又は 16 章に適合し，かつ，本会が承認した事業所をいう。

B6 船底検査

B6.1 船底検査

B6.1.2 水中検査

-1.(2)を次のように改める。

-1. 規則 B 編 6.1.2 に定める入渠又は上架に代わる方法として水中検査を承認する場合は、次によらなければならない。

((1)は省略)

(2) 実施条件

水中検査は、船底検査で要求される船底部の外板、付属物及び溶接部の状態が十分に確認できるものであること。そのために、水中検査は、次に掲げる条件のもとで行われること。

- (a) 気象、海象が平穏で、海水中の視界が良好な海域において行われること。
- (b) できる限り軽喫水で、水線下の船底部が十分に清掃された状態で行われること。
- (c) 水中検査作業は、別に定める「事業所承認規則」に従って本会の承認した事業所によって行われ、作業には水中カメラ及び水中テレビカメラの操作に熟練した潜水土又は遠隔制御機器が当たること。
- (d) 検査員用にテレビの受像機が準備されていること。また、検査員と潜水土又は遠隔制御機器の間の通信連絡用の設備が準備されていること。カラー写真の撮影を行い得るよう準備されていること。

附 則（改正その 4）

- 1. この達は、2019 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
- 2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この達による規定を施行日前に申込みのあった検査に適用することができる。